

# 鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計

## 【総合計画上の位置づけ】

健やかで心豊かに暮らせるまち

健康福祉:すべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまち

## 【目的】

対象 75歳以上(一定の障害を持つ方は65歳以上)の市民等

意図 高齢者の適切な医療の確保を図り、その医療に要する費用負担を公平にするため。

効果 高齢者の保健の向上及び福祉の増進を図る。

## 【内容】

(1) 鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計

- ・神奈川県後期高齢者医療広域連合が市町村と連携して、医療の給付などの高齢者の医療制度を運営する。市は申請の受付や証の引渡し等の窓口事務の他、保険料の徴収を行った。

(款) 5総務費 (項) 5総務管理費 (目) 5一般管理費

## ◎後期高齢者医療一般の経費

運営事業	【 保険年金課 】
------	-----------

## 【事業の内容】

(1) 運営事業

- ・後期高齢者医療制度の窓口事務及び保険料の徴収等に係る経費を執行した。
- ・平成20年8月に実施された低所得者の保険料軽減の拡大等に対処するための後期高齢者医療システム改修業務については、翌年度へ繰越しを行った。

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
55,245	51,039	35,849	9,181	6,009
主な支出内訳				
・ 運営事業				
診療報酬明細書点検嘱託員 1人				344
保険料納入通知等郵便料				8,748
多受診者訪問健康指導委託料				0
後期高齢者医療システム運用保守業務委託料				14,298
後期高齢者医療システム機器賃借料				7,876
後期高齢者医療システム改修業務委託料(翌年度への繰越明許費)				0

(款) 5総務費 (項) 5総務管理費 (目) 5一般管理費

◎後期高齢者医療一般の経費

<b>職員給与費</b>	【	職員課	】
--------------	---	-----	---

【対象となる職員】

健康福祉部保険年金課(医療給付担当)

【職員給与費】

(単位:千円)

職員給与費	71,399
・ 給料 一般職	30,421
一般職職員 8人	
・ 職員手当等	32,583
扶養手当	1,167
地域手当	4,106
通勤手当	779
超過勤務手当	10,521
休日給	79
期末勤勉手当	13,730
住居手当	2,041
児童手当	160
・ 共済費	8,395
市町村職員共済組合負担金	

(款) 10広域連合納付金 (項) 5広域連合納付金 (目) 5広域連合納付金

◎広域連合納付金の経費

<b>広域連合納付金</b>	【	保険年金課	】
----------------	---	-------	---

【事業の内容】

(1) 広域連合納付金

・ 神奈川県後期高齢者医療広域連合に対して、市が負担すべき経費を執行した。

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,796,755	3,714,261	3,505,998		208,263

主な支出内訳

・ 広域連合納付金

    神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金

3,505,998

事務費負担金(共通経費)	33,977,311円
定率負担金(保険給付費)	986,703,000円
保険基盤安定制度拠出金	207,597,724円
保険料等負担金	2,277,720,000円

(款) 15諸支出金 (項) 5償還金及び還付加算金 (目) 5 保険料還付金

◎保険料還付金の経費

保険料還付金	【	保険年金課	】
--------	---	-------	---

【事業の内容】

- (1) 保険料還付金  
後期高齢者医療保険料に係る還付金は、平成20年度は執行なし。

【事業費】

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
300	300	0		300
主な支出内訳				
・ 保険料還付金				
後期高齢者医療保険料還付金				0



平成21年度事務事業評価シート

創意・工夫・課題等改善状況	課題・問題点	(20年度事務事業を実施するうえでの課題・問題点は、どのようなことでしたか) ①制度の内容確定(保険料率の決定、保険料軽減制度など)が遅延したこともあり、後期高齢者医療制度の周知、PRについては一部不十分、不徹底な面があった。 ※H20年度の課題から ②新制度実施に伴う電話問合せの殺到及び窓口の混雑による混雑が見られた。 ③制度実施初年度から低所得者の保険料軽減の拡大や口座振替選択性の導入などの改正が行われたこと等により事務が煩雑となった。
	創意・工夫・課題等の改善点 20年度の成果	①平成19年度から20年度にかけて、市内各所で「後期高齢者医療制度説明会」を開催し、対象者、一般市民及び関係団体に対し制度の周知を図った。 ②後期高齢者医療事務への対応に当り、神奈川県や他市と情報交換を行うとともに課内・係内会議等において制度内容についての情報の共有化を図り、事務の改善に努めた。
	未解決の課題・問題点	(20年度事務事業の取組において対応(解決)できなかったものはどのようなことですか) ①制度実施初年度の事務の実態を踏まえ、事務効率の改善を図る必要がある。
	今後の方針 (対応・改善)	(上記対応できなかった課題・問題点について今後どのように対応(改善)していきますか) ①各種通知書等の封入・封緘業務委託化の検討。 ②窓口対応事務嘱託員の配置による事務効率の改善。

一次評価(課長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 B:現状のまま継続	C:統合又は縮小 D:廃止又は休止	E:事業完了	A	改善の必要性 有
	平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始され1年が経過した。平成21年度からは高額介護合算療養費の支給事務が開始されるなど、新たな事務への対応が生じる中で、1年間の業務実績を踏まえ、効率的に業務を遂行する。				
担当課長氏名:		保険年金課長 相澤 昭弘			

二次評価(部長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 B:現状のまま継続	C:統合又は縮小 D:廃止又は休止	E:事業完了	A	改善の必要性 有
	後期高齢者医療制度の実施に伴い、老人保健制度との違いなどを含め、対象者への分かりやすい周知に努めるとともに、効率的な事務の執行体制を確立する必要がある。				
担当部名	健康福祉部	部長名	石井 和子		